

第27回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成22年9月27日（月）15時30分～17時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

副議長 豊 秀一（朝日新聞東京本社社会グループ次長）
清原 慶子（三鷹市長）
古賀 伸明（日本労働組合総連合会会長）
ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）
中川 英彦（前京都大学大学院教授）
松永 真理（バンダイ社外取締役）
吉永 みち子（作家）

（日弁連）

会 長 宇都宮 健児
副会長 江藤 洋一
事務総長 海渡 雄一
事務次長 椋嶋 裕之、相原 佳子、岡田 理樹、市毛 由美子、野口 啓一
広報室嘱託 西浄 聖子
司法修習費用給費制維持緊急対策本部事務局長 釜井 英法
裁判員本部本部長代行 小野 正典

以上 敬称略

1 開会

（椋嶋事務次長）

それでは定刻になりましたので、第27回日弁連市民会議始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。まず、皆様にお知らせがございません。会長の様子を写真とともに日弁連ホームページにアップしております。実は、本日のこの市民会議の様子につきましても、今週の会長のコーナーにアップさせていただければと思ひまして、写真撮影のほうをさせていただきたいと思っております。場合によっては若干お顔が入ってしまうかもしれませんが、差し支えないでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それで、本日はじめての方がいらっしゃるかもしれませんので、始まる前に日弁連側の出席者についてご紹介させていただきたいと思ひます。それでは海渡事務総長のほうから。

（海渡事務総長）

総長の海渡でございます。よろしくお願ひいたします。

（江藤副会長）

副会長の江藤でございます。この市民会議を担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

(桜嶋事務次長)

同じく市民会議担当の事務次長の桜嶋です。よろしくお願いいたします。

(相原事務次長)

事務次長の相原でございます。よろしくお願いいたします。

(市毛事務次長)

事務次長の市毛でございます。9月1日に就任したばかりで、まだ新任です。よろしくお願いいたします。

(野口事務次長)

事務次長の野口と申します。よろしくお願いいたします。

(桜嶋事務次長)

資料の確認をさせていただきたいと思います。事前の配付資料と本日机上で配付させていただいている資料がございます。事前の配付資料に関しましては、今日の議題の関係でこの法曹養成制度の現状と課題について、施行1年を迎えた裁判員制度についてというタイトルの付いている分厚い資料が1つ。

それから前回の市民会議の状況につきまして、日弁連新聞に掲載した当該記事を配布させていただきます。

それから現在ご確認いただいておりますもう間もなく確定できるかと思いますが、前回26回の市民会議の議事録を案という形で今日配付をさせていただきました。それから、当日配付資料につきましては、この1枚ペラの「法曹養成の現状と課題」という、27-1-4、これが1つ。それから「マイ・ベスト・プラクティス」というピンク色の表紙の資料と、「新法曹データブック」というブルーの表紙の資料があります。それから「司法修習給費制について」と書かれた別紙1から別紙8までの資料でございます。それから、「明日の「権利の守り手」を育てるために。」というリーフレット、それから「司法修習生に対する給費制の存続を！」というパンフレットがございます。また、資料目録の中に、「司法修習生に対する給費制維持を求める誓願署名用紙」というものが記載されておりますが、本日こちらは配布しておらず、給費制についてご理解いただくための最新の資料という形で、「司法修習生に対する給費制の存続を！！“給費”の意味を問い直す」という表紙の資料が入っております。

もしお手元に何か欠落がありましたら、お申し出いただければと思います。

それでは、片山議長ですけれど、皆様ご承知のとおり、総務大臣に就任されたことに伴いまして、市民会議の委員につきましても、残念ながら退任をされたいというご連絡をいただいております。後任の委員、議長につきましては、追ってまたご相談させていただきたいと思いますが、本日はそういう次第ですので、大変恐縮ですが、豊副議長のほうに司会進行をお願いしたいと思います。それでは豊副議長、進行のほうよろしくお願いいたします。

2 開会の挨拶

(豊副議長)

委員の皆さん、今日は雨の中、かつお忙しい中ありがとうございます。今、椋嶋事務次長のお話にもありましたけれども、片山議長が総務大臣になられたということで、本日ご欠席です。私のほうで代わりに進行を務めさせていただきたいと思います。長見委員も残念ですけれども、ご欠席ということです。松永委員は少し遅れてご参加いただけるということであります。

それでは、第27回の市民会議を開会させていただきたいと思います。

3 宇都宮健児日弁連会長挨拶

(豊副議長)

まず、最初に宇都宮会長のほうからご挨拶よろしくお願いいいたします。

(宇都宮会長)

どうも、市民会議の委員の皆さん、ご苦労様です。今年の夏は大変異常天候、非常に暑い35度を超える猛暑日が過去最高だったということで、大変暑い夏だったんですけど、こここのところ急速に涼しくなり、今日は肌寒い感じなんですけれども、そういう変わり目の中で内閣が改造されまして、この市民会議の議長をされていた片山さんのほうが総務大臣という大変要職に就かれたわけで、早速私のほうはお祝いを届けさせてもらいましたけれど、また日弁連に総務大臣としてもいろいろご助言がいただけるのではないかと考えております。

この間、司法をめぐるいろんな問題が多発しておりまして、ご承知のとおり、今月の21日に大阪地検特捜部で厚労省の元局長の事件を担当した主任検事が、証拠を改ざんしたということで最高検に逮捕されております。このこと自体がわれわれ自身の司法制度の根幹を揺るがすような大事件だと思っております。それでいろいろ会長声明等を発表させてもらいましたが、今日お手元に配付されていると思いますけれども、この間、日弁連はこういう冤罪、局長の事件は冤罪だと思っておりますけれども、冤罪を防ぐためにやはり取調べ過程の可視化が必要だと。それから、さらには検察官手持ち証拠の全面開示が必要じゃないかということをお訴えまいりましたけれど、こういう事件を通じてそういう制度の改革というのは、一刻も早く望まれているのではないかと考えております。

それから、日弁連としては、大阪地検特捜部の問題は、最高検が今取り調べていますけれども、同じ組織の中で果たして真相解明が十分にできるのかどうか。その辺についても危惧を抱いておまして、むしろ第三者を入れた形でこの問題はなぜ発生したのか、その原因等について解明すべきではないかと考えております。

われわれ日弁連もこれを検察の問題ということだけではなくて、私たちが裁判所、検察庁と一緒に司法制度を支えている、一翼を担っているものですから、われわれ自身

の襟も正さなければいけない。その上でやっぱり検察庁の問題点はきちんと指摘していかなければいけないと思っております。

今日は、この問題ではなくて、法曹養成の問題と、それから施行1年を迎えました裁判員制度についてが議題になっていますけれど、ぜひ忌憚のない意見を聞かせていただければと思います。今日はよろしくをお願いします。

4 議事録署名人の決定

(豊副議長)

まず、議事録の署名人を決定したいと思います。順番からいきますと、本日、フット委員と中川委員にお願いすることになると思いますけれども、お二人、よろしゅうございませうでしょうか。

(承認)

それではよろしくをお願いします。

5 議事

施行1年を迎えた裁判員制度について

(豊副議長)

小野先生、ご到着されたばかりですが、すみません。では、議事に入りたいと思います。

ご説明いただく先生のお時間の関係がありまして、まず最初に、議題の2番目にある施行1年を迎えた裁判員制度について、検討していきたいと思っております。

では、本日の議題を始めさせていただきたいと思っております。では、まず、施行1年目を迎えた裁判員制度ということについて、小野正典裁判員本部本部長代行にご説明をいただきたいと思っております。それでは小野先生、よろしくお願いいたします。

(小野裁判員本部本部長代行)

私のほうから概要について、説明を申し上げます。

大まかなところについて、まず資料の148ページをご覧くださいと思いますが、これは本年の8月31日までの裁判員事件、起訴された事件。したがって、約15か月分ぐらいの、この時点で2,400件ほどの起訴がされておりますので、全体的にはこれより1年前、裁判員が始まる前の時期に比べまして、対象事件の件数はだいぶ減っております。ざっと年間で前のときが2,000件ちょっとだったんですけど、1,800ぐらいになっておりまして、減少しておりますが、やはり一番多いのは強盗致傷、次が殺人ということで、事件的には殺人事件というのはここ長い間、何十年も横ばいの件数です。強盗致傷が年々々々少し減ってきているというような感じがありますが、全国の地裁で件数が一番多いのは千葉県、236件。これはその下のほうにちょっとありますが、覚醒剤の事件が81件。対象事件で覚醒剤となるのは、営利目的の密輸入、密輸出、いわゆる運び屋さんがほとんどなんですけれども、これは非常に成田を抱えていて多いというようなこともあって、件数がだいぶ多

いと。次が東京、大阪と続いておりますが、このような感じで事件全体は推移しており
ます。

これまでのところで判決に至ったのは、既に 1,000 件は超えております。一時、公判前
整理手続にだいぶ時間がかかっているというような声もありましたが、当初それぞれいろ
いろな事情で少し遅れていたということがあったようですが、現時点ではだいぶ事件数と
してはこなされてきているという感じがしております。

ここに 149 ページ以降は、最高裁判所のほうで整理をした 5 月末時点での大まかな事件
の概要。それから、160 ページ以降の裁判官裁判のときの判決の傾向と、裁判員裁判になっ
てからの判決の傾向。まだ裁判員の判決が少ないので、今この時点で比較して何かを論ず
るとするのは早すぎるように思いますけれども、一応参考のためということで出したも
のが付いています。

少し戻りますが、この資料の中で 72 ページ、これは 4 月までのアンケートの調査結果、
裁判員と補充裁判員、あるいは裁判員候補者には、各裁判所でアンケートをとっておりま
して、その結果などがグラフによって示されています。対象者の属性は 76 ページなどに載
っておりますけれども、全体としてはかなりばらついているなど。つまり偏りはあまりな
いのではないかなという、そんな印象があります。弁護士にとって気になるのは、法廷で
の説明のわかりやすさなどという点については、79 ページの上から 3 つ目の表 4 のグラフ
で、概して検察官についてはわかりにくいというのは非常に少ないのですが、弁護人につ
いては、15%ほどわかりにくいというようなことになっておって、ここは何とかしなければ
いけないというのが、わがほうの課題になっております。その他感想など、やってよか
ったというのは 97%を超えているなどということは、新聞などの報道でもご覧いただい
ているとは思いますが。あと裁判員アンケートの要旨がここに並べられております。

弁護士会でもいろいろと経験交流会などもやっておりまして、その際につくった資料が、
飛び飛びになって大変恐縮なんですけれども、97 ページ以下に、先日 9 月 4 日に日弁連で
行われた経験交流会の資料なども掲げております。いちいちご説明はできませんが、幾つ
か無罪であったり、あるいは認定落ちだったりというようなケースが出ております。

それらについては、どちらかといいますと、判決文が非常に以前の裁判に比べてわかり
やすい判決文の書き方になっておりまして、それほど長い判決もありませんので、読むと
大体わかる。評議の様子も大体何となくしのばれるということで、無罪になったり、ある
いはいわゆる認定落ちとって、例えば強盗致傷が窃盗と傷害になるなどといったものにつ
いての結論のところについては、結局のところ、検察官の立証が十分でないというよう
な、いわゆる刑事裁判の原則をもとに判断した様子が窺われるような判決文の記載になっ
ている。従来からこういう判決がなかったかといえば、決してなかったわけではないので
すが、判決を見ますと、そのあたりが評議の中でそれなりに評価されているのではないかな
という感じがしているところです。

まだそうした判決そのものがそれほど多くありませんので、あまり性急に今こうなって

いるということを申し上げるのは、避けるほうがいいのかもかもしれませんが、多少そういったようなところが見られるのかなというような感じをしております。

そこで、この1年間どういうふうに見るのかということで、弁護士会としましては、いくつかの問題を抱えているところでありまして、制度上の問題につきましては、運用も含めて3年後検証ということが裁判員法の附則で定められていますので、それについて何をどう検証すべきかという点を裁判員の委員会の中で小委員会を立ち上げて検討に入るところです。既にこれまでに検討したものとしては、守秘義務の規定について、改正案を一応取りまとめて、現在執行部のほうで検討していただいて、各単位会の意見を求めているというところなんです。大まかに言いますと、守秘義務そのものはあるとして、罰則の範囲が非常に広いので、一定の守秘義務違反については、罰則をはずすといったような類の提言を一応まとめあげたところです。

それから、先ほどもちょっとご紹介しましたが、裁判員のアンケートの中で弁護人の活動がわかりにくいと。何がわかりにくいのかということは、個々の事件ごとにどういう点がわかりやすかった、わかりにくかったという細かなアンケートにはなっておりませんので、具体的にはわかりにくいといえればわかりにくい。何がわからないのかということがよくわからない。

ただ、検察官の主題と申しますか、提示するものは極めて明白で、これこれこういう犯罪を犯しましたということを提示して、証人とかの証言もあり、それはわかりにくければ、そもそも有罪にならないということになりかねませんから、それは当然だろうというふうを受け止めておりますが、弁護側としては、これまでのほとんどの事件は自白事件と申しますか、基本的には争わない、あるいは一部争う。そうすると、何をどう訴えているのか。つまり、被告人の言い分と申しますか、何をどう提示して訴えているのかが、なかなか事件によってわかりにくいこともあるだろうと。どうしても避けられないというところがあります。

いずれにしても、弁護の全体的な力量をアップしなくてはならない。これは当然のことです。そういうことで、私どもとしては、この間、裁判員法が施行される以前からいろいろと研修を重ねてきておりましたけれども、現在もなお、引き続き研修を続けております。公判弁護における活動のあり方などについての研修を日弁連にみんな集めて研修をしたり、あるいは各地でブロックごとに巡回型にして研修をしたりというようなこともしておりますし、各単位会ごとにそれぞれ講師を招いたりして研修を重ねているというふうなことをやっております。毎年毎年新しい弁護士も登録をしてきておりますので、そういった人たちにも継続的な研修をしなくてはならないということになっておりまして、大まかな言い方をしますと、若い弁護士たちで、例えば一度裁判員やってみたという人は、またやってみたくらいというようなことを比較的言います。やってみた経験は非常に大変だったと、準備が大変だったと。集中的にやることになりまして、そのための準備も相当重ねなくてはなりません。大変だったけれども、またやってみたくらいという声があるんですね。

そこは1つは、われわれは長い間、裁判所で刑事弁護をやってきて、実はもううんざりしていると。何を言っても通らない。ああいってもだめ、こういってもだめというのがずっと積み重なってきてしまって、これいかんわという感じがだいぶたまっているんですが、もちろん裁判員になったからといって、それが直ちに変わったわけではないのですが、それでも判決の後でそれなりに評価している。つまり、これまでは言ってみれば問答無用みたいなところが、どうもそうでもないぞという感じになってきているというようなことを肌で受け止めているんじゃないかなと。これは全くの私の個人的な感想ですが、なっているような感じがします。

研修としてはその他、そういった公判前後の活動だけではなくて、責任能力を争うときの基礎的な知識であるとか、量刑における考え方であるとか、そういった様々なものをサテライト研修その他で実施をしてきております。先ほどご紹介しました経験交流会というのも、昨年10月にやりましたが、今年9月にやって、またその経験交流会は引き続きやっていきたいと考えているところです。

そういった準備のために日弁連の裁判員本部というふうに言っておりますけれども、いわゆる弁護戦略、つまり、このある一定の事件をどのような骨組みを建てて、どういう形で取り組んでいくべきなのかといったようなことを研究、検討をしているチームが1つあります。ここではいろんな事柄を取り上げて、『自由と正義』に連載をしたり、本の形で出版をしたり、様々な活動をしております。それから法廷技術PTというものもありまして、それは先ほど言いました公判弁護の活動のあり方、例えば反対尋問のやり方であるとか、異議の出し方であるとか、冒頭陳述の基本的なやり方であるとかといったようなことを検討し、研修し、出版する。

それから、最近少し増えてきましたが、責任能力を争う事件。これは最近増えてきたというよりも、具体的に裁判が始まったというほうが正確なんですけれども、責任能力を争う事件では、裁判が始まるまでの間に鑑定をしたり、いろんな手続を踏んで裁判に臨むので、少し時間がかかるんですね。したがって、そういう事件がそろそろ公判前整理手続を終えて実際の裁判が始まってきたという状況の中で、さらにどうやって弁護活動を組み立てていくのかということを検討、検証するチームです。あと、経験交流会PTといって、先ほど申し上げました経験交流会を企画して実施するPT。それから死刑弁護PTというものもつくっております。これは日弁連刑弁センターという別の委員会と合同でつくっておりますが、現時点までまだ死刑求刑をされた事件はありませんが、そろそろいくつかの事件で死刑求刑も予想されるということ踏まえて、その弁護活動も検討する。このような活動を今現在継続的に続けているところです。

一部に成果は出てはいるものの、まだまだこれから様々な形でいろんな問題出てくるだろうと思われれます。特に、今ちょっと触れました責任能力については、鑑定が非常に重要なことになってくるのですが、裁判が始まってから鑑定をするということになりますと、中断をせざるを得なくなるということで、その前に鑑定そのものをしてもらうと。ただ、

現在捜査の段階で正式な鑑定をするケースが増えておりまして、その鑑定が出ますと、起訴後さらなる鑑定というのはなかなかスムーズには認められないというケースがあります。ただ、起訴前の鑑定というのは、捜査側の資料だけが鑑定資料となって提供されて、鑑定をされることになりますので、偏った鑑定になりがちではないだろうかという弁護側の不安があります。

そこで弁護側とすれば、起訴後、公判前整理手続の中で改めて正式鑑定を求めて、そしてもう一回鑑定をしてもらう。それで鑑定を認められるケースもあるのですが、中には鑑定はしないというような裁判所もあったり、あるいは弁護士側がやった私的鑑定について、それそのものは採用せずに、私的鑑定をした医師を呼んで聞くなんていうこともあるようですが、いずれにしても、鑑定のやり方は、今後なお三者でもうちょっと詰めていかなくちゃいけない課題だろうというふうに考えております。

私を与えられた時間はこんなものでしょうか。ちょっとバタバタとして大変恐縮ですが、ごく大ざっぱなご説明としては以上でございます。

(豊副議長)

ありがとうございました。では、この件に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

(古賀委員)

今、小野さんのほうからございましたように、まだまだ実質の評価をするには期間がもう少し経過をすべきではないかなと思っておりますけれども、アンケートの結果で非常に関心が湧いたというか、裁判員に選ばれる前の気持ちは、やってみたいというのは26.数パーセントしかなかったものが、実施後には非常によい経験と感じたとか、よい経験と感じたと合わせると、何と96%を超えるというふうな注目すべき結果が出ているのではないかなと思います。

しかし、その一方では、私が言うまでもなく、まだまだ国民の間には、本当に自分が人を裁かなければならないのかとか、こういう気持ちというのは、われわれの身近な人間でもまだまだあると思うんですよ。したがって、そういう不安を払拭するために、日弁連はじめ法曹関係者の引き続きのご努力をぜひお願いをしたいということが1点です。2点目は、アンケート結果を見ますと、選ばれた裁判員の職業というのは、54%がお勤め、お勤めというのがどういう意味合いなのか、ちょっとわからないんですけども、そしてパート、アルバイトが14%弱。いわば雇用されている人が7割近くを占めているということですから、裁判員に選ばれたその人たちが裁判に参加しやすくする職場環境とか、条件整備というのがますます重要になってくると思います。

私ども労働組合の役割として、例えば裁判員有給休暇の制度化などを労使で話しているところもたくさんありますし、そのことを片一方では推進していきたいと思っています。したがって、裁判員制度を日本に定着させるためのこれらの努力も、日本全体として取り組んでいく必要があるなということを感じましたので、その2点だけ、意見として提起を

させていただきたいと思います。以上でございます。

(小野裁判員本部本部長代行)

ありがとうございました。ご指摘のとおりだろうと思います。どうしても、特に実際に裁判員裁判が始まりますと、これまでささやかながらやってまいりました広報になかなか手が回らないというんですか、いろいろ問題が出てきて、それについてどう対処するか、またさらに研修をどうするかということに追われておりましたですね。ただ、一応日弁連のホームページ、裁判員に関するホームページも、しばらくの間ずっと更新されないというとてもまずい状態が続いていたのですが、このところようやくいくらか改善することができるようになりまして、そういう意味では、もうちょっと内容を加えなければいけないかなという気がするのですが、実はこの資料の中にもありますが、裁判員経験者の意見を聞く会というものを先日催しまして、ここに、87 ページ以下ですが、裁判員を経験された方のお話なんですね。これらの方々のお話を聞きますと、このアンケートにも出てくるように、非常に大変だけれどもやってよかったということが、如実に表れている部分がありまして、こういった声がさらに広がっていけばなというようには思っております。二弁の会員が中心になって、裁判員経験者のネットワークのようなものも最近広がってきているようで、ニュースでも報道はされていたりしていたようですが、そういった声がもう少し広がっていけば、じゃあ自分もと。ただ、今度は逆に、先ほどちょっと申しました死刑などの求刑があったときに、これまた裁判員のそのときなされた方の記者会見なども当然あるだろうと。そういうときにどういう感想が出るのかなということで、まだまだこれからいろんなことが起こるかなと。

ただ、概して経験された方、あるいは裁判官の話等々聞きますと、当初考えていた以上に、裁判員をなさる方々のレベルが高い、非常に高い。ただ、実はこのアンケートでもわかるんですけども、辞退者が相当多いんですね。事前に既に辞退している方。半分以上の方が辞退をしているということがあるので、そこから既にある程度の振り分けのようなことになっているのかもしれませんが、また、これはあまりあれなんですけれど、実際弁護人も、最終的には理由なし不選任ということで行使できる人数に限りがありますが、聞いてみますと、何となくやっぱりということで、不選任を結構しているようなんですね。最終的には抽選なんですけれども、レベルの高い方が裁判員になっておられるのかなというように、全体的にはそういったところで言うと、出だしは順調にこの1年間来ているかなという感じはしております。

(清原委員)

今日はご報告ありがとうございました。三鷹市長の清原です。私も古賀さんと同じ印象を持ちましたのは、裁判員のこのアンケート調査によりますと、本当に属性にそれほど大きな偏りもなく、年齢別でも性別でもそれなりに実態を反映しているなと思います。三鷹市においては、実はこの76/177ページにありますように、育児、介護に対する対応をいたしまして、育児中の方には保育に通常は必要がない方でも保育サービスを提供するとか、

あるいは通常介護をされていて、とりわけ介護のサービスを利用していない方にも、自治体として介護サービスを、その裁判員の期間だけは提供しようということで、条件整備ができる限りのことはしようというふうにしておりますが、そういう自治体も少なからずあります。

私は、今回結果的に最初消極的だったけれども、参加してみてそれなりに達成感があったということについては、裁判官の配慮もあるでしょうし、検事、弁護士双方が、やはり準備の段階で裁判員裁判をどのように構築していくかということで試行錯誤の中でご努力をされた一定の反映がこの評価に出ていると思うんですね。先ほど79/177ページの問い4で、法廷での説明等のわかりやすさで相対的に弁護人にわかりにくかったということがあったということを小野先生が1つの問題として提起されました。これは、役割に構造的に存在する面もあるでしょうし、刑事裁判であることからくる1つの特徴的な傾向が表れたかもしれないと思います。そういう意味で、この間いろいろ研修を重ねられてきた結果、私は逆にこの程度で数字が済んでいるのではないかとすら思うのですよ。やはり、裁判にはじめて出会い、しかも、起訴されている被告なわけですから、その弁護をするというときに、やはり多元的な部分で弁護人は説明をされるでしょうから、ちょっと説明の構造が複雑になるというところもあるかもしれませんし、そういう意味でただ謙虚にこれは課題だとおっしゃったことを含めて、今後は改善をしていただくということは、望ましいことだと思います。

それともう1つなんですけれど、先ほど「3年後の検証」ということで組織も作られていく中の制度改革の1つの例として、守秘義務のことを挙げられました。私、司法制度改革推進本部で刑事裁判員制度検討会を実施したときに、やはり守秘義務について議論をしたことを、自分も検討委員のメンバーとして思い出しますが、もちろん裁判ですから、評議の秘密ということについて、守秘義務があるから守られる裁判員の立場というのも私はあると思うんですね。言える方、言いたい方、そういう方について経験を語ることまでは止めていないわけですが、評議の詳細について、特に、裁判員間で評議が割れた場合に、発言をしない方が不利にならないような仕組みというのも、やっぱりそれはそれで私は必要だと思っているんです。

今回、直近の事例ですが、ある芸能人の保護責任者についての裁判員裁判で、裁判員の方が終わられてから、有名人でもあり、いろいろな情報もあったけれども、しかしながら、冷静に判断できたということを書いていただいたとき、多くの国民、市民が、裁判員になるとその立場に立ってやはり公正中立に判断をできるのだということが流布されたということがあります。でも、全員の方が必ずしも発言はされていなかったと思うんですね。そのときに発言をされた方だけが評価されるのではなくて、発言をしない、守秘義務ということの中で発言をされなかった方も、やっぱり尊重されるというんでしょうか、その両方が今後守秘義務のあり方を議論するときに、日弁連の立場から、守る立場というのと、それから経験を共有する立場というのと、それから判断を検証する立場というのはあると思

います。やはり最も弱い方の立場に立った守秘義務の整理をしていただけるとありがたいなと思います。

最後に、裁判員制度を去年の5月に始めていただいたということの1つのプラスの効果だと思うんですが、三鷹市において、今年の5月7日、無作為抽出で住民基本台帳から選ばせていただいた18歳以上、1,000人の市民の皆様は、今後三鷹市で審議会や市民会議を設定するときに、市民の委員名簿に登載をさせていただきますかと。登載をさせていただきますたら、順次更新時期にあたって、いわゆる従来の公募市民枠でございますが、市民委員になっていただきますというお願いをいただきました。そうしましたら、1,000人お願いをしましたところ、111人の市民の皆様がいいですよということで名簿に登載を承諾していただいて、その中から既に何人の方がそれぞれ更新時期に委員になっていただいているんですね。その方々がしっかりと他の学識経験者や団体代表の委員と対等に積極的に発言をしてくださっているんですね。私は改めて、つまり無作為抽出のメリットもあるなということを感じています。これまで公募して手を挙げて委員になっていただく方の機会を開くことが市民参加のさらなる進捗だったのですが、今回無作為抽出の方をお願いをして参加していただくことで、今まで頼まれなければ三鷹市政と縁を持つ意識がなかった方の参加をいただきました。同じように裁判に関係することがなかったと思う国民市民が、選ばれたことによって参画をし、その中で発言もし、より幅広い国民の感覚、市民の感覚を反映していただけるチャンスを開くことになったと思ひまして、裁判員制度の影響を受けて行政のほうでも参加の新たな可能性を広げることができたかなと思っております。今後の検証委員会、また本部のご検討をよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(豊副議長)

ありがとうございました。

(フット委員)

ご報告ありがとうございました。東京大学のフットでございます。この裁判員制度の導入による裁判の進め方に与えている影響に関してお聞きしたいのですけれども、この裁判員裁判は、目で見て、耳で聞いてわかる裁判の実現というスローガンにもなっていますけれども、そのような、また私から見て調書裁判からの脱却という、非常に重要な意味合いを持つように思います。最近の村木さんの裁判でも、調書裁判の危険性がさらに明らかになったように思いますけれども、裁判員裁判において、果たしてそういう目で見て、耳で聞いてわかるような裁判は実現されているかどうかという点と、またそれが弁護士に及ぼしている影響についても併せてお聞きしたいのです。先ほども小野先生が触れられたことですが、それがやりがいというふうに考えてよろしいでしょうか。また、刑事弁護を専門とする弁護士が今後増えていくだろうかということも、それに関してもお聞きしたいのですが。

もう1点、効果があるとすれば、それは裁判員裁判だけなのか。それとも裁判員裁判の手續というのか、あるいは進め方が変わったことによって、裁判員裁判以外の裁判にも影

響を及ぼしているかどうかについて、ご意見を聞かせていただければ。

(小野裁判員本部本部長代行)

調書裁判から脱却ということは、私ども目指しているところではありますが、まだ調書が朗読されていたり、それは同意した調書ではあるんですが、そういうケースはもちろんあります。

他方で、これまで問題となっていたようないわゆる法廷での供述と、捜査段階における供述調書との記載とが食い違っている場合に、刑訴法の 321 条という条文がありますが、それを利用しての調書を証拠とするというような形での取扱いというふうにはなっていないのが現状です。

1 つの実例として、この資料 132 ページ、水戸地裁のケースをちょっと簡単にご紹介しておきますが、この事件は、殺人と逮捕監禁で起訴された事件なんですけれども、最終的には監禁と傷害致死。つまり、殺人が傷害致死に落とされた事件なんですけれども、ここでは本人の自白調書が理路整然とした調書が作成をされていました。弁護人の戦略は、本人と面談していろいろ話をして、この人がこのような理論的な説明ができるような人間では全然ないということで、その調書そのものについては、信用性を争うという言い方をしながらも、調書そのものは一応証拠にはなる。

他方、法廷ですっと質問をすると、その本人の受け答えが非常に迎合的であったり、何を言っているかわからないような、辻褄が合わないことが次から次出てくるということをアピールしようと思って、そういう被告人質問を展開したんだそうです。その狙いどおりといいますか、判決では、被害者が殺害を決意した状況についての捜査段階の供述は、必ずしも自然かつ合理的とは言い難いというようなことで、公判廷での供述態度から窺われる被告人の能力、性格に照らして、そういう論理的思考ができるとは到底考えられない、調書の記載は理論的すぎておかしい、こういう認定をされたケースがありまして、これはわかりませんが、裁判官裁判でもこういうふうになるかもしれない。少なくとも、私たちの知っているこれまでの裁判官裁判では、供述調書の記載は、極めて自然で合理的で整えられていて、十分に信用ができるという判断がずっと積み重ねられてきたことを考えれば、というようなことで、やはり少しずつ変わっていくんじゃないかと。今既に変わったとは言いませんが、少しずつ変わっている。

そして、次第次第にいわゆる捜査段階の調書の重みが、だんだんだんだん薄れていくんじゃないか。実は模擬裁判でもそうだったんですが、本人が法廷で喋ることと調書と比べて、調書はきれいに整いすぎて、あまり重きを置かないという裁判員役の人たちの意見が結構多かったんですね。やっぱりそれはあくまでも本人が書いた言葉ではなくて、捜査官が作成した、言ってみれば一種の物語が調書という形になっているということが、実は裁判員の方々結構鋭く見抜いちゃうんじゃないかなと思うんですね。裁判官的思考、あるいは法曹的思考は、そんなものだというふうに慣らされ続け、積み重ねられ続けてきたために、ぽこっとそういうことを言われるとおろろとなっちゃうと。非常に、この資料

には載っていないんですけども、評議の時間が非常にながいですね。自白事件でも非常に長い。400分とか500分とか、5時間も6時間もやっているわけですよ。少なくとも、大して争いのない事件での裁判官3人の合議というのは、多分そんな、それはわかりませんけれども、簡単に終わっていたのではないかと思うんですが、それほど争いがなくても非常に長くかけている。争いがあるともっと長くかけているということで、それなりの裁判員の皆さん方6人もいるので、いろいろな意見が飛び交う中でこういう議論が進められていくのかなということと言いますと、調書裁判からの脱却に向けた方向は、一応船出をしているのではないかという感じを受けます。

弁護側の受け止め方も、そういう判決などを見て、それなりに、すべてではないけれども、手応えを感じつつあるというようなところではないかと思うんです。

これが通常の裁判員以外の裁判にどこまで波及していくのかということは、これからの課題だろうと。とりわけ、先日高裁で裁判員裁判の結果についての認定がおかしいというようなことで、それは正当防衛を争った事件なんですけれども、ややどうかなというような判決も出たりしておりますけれども、この間、千葉で覚醒剤で無罪になった事件も、高裁で審理されることになりましたが、この高裁における裁判官裁判による審理が、どういふふうになっていくのか。そこらも注目しながら、今後の他の事件への波及ということが、注目しなければいけないわけです。ただ、このところ、最高裁がいわゆる間接事実をいろいろ積み上げて認定する事実関係について判決がいくつか出たりしておりますし、その基本的な考え方の中に立証責任、検察官に立証責任があるんだということを前提としたような考え方も比較的強く示されつつあることを考えますと、この傾向、この方向は、それなりに広がっていくんじゃないかという、これまた個人的な印象ですけども。

(豊副議長)

他にどうぞ。

(吉永委員)

裁判員裁判の裁判員経験者のいろんなデータというのは、よかったとか、いろんな問題がわかりにくかったという形で調査がされているんですが、やっぱり弁護士、検察官、裁判官それぞれにもどういふ変化が起きたのかと知りたいなという気がするんです。裁判員だけを調査をして、裁判員だけ採点されているような感じが若干するんですね。素人でどうも心配だからどうかなみたいなところを調べていらっしゃるんだろうと思うんですけども、私はやっぱりこれは法曹界の方々も、このことによって、何にとまどい、何に開眼したのか、この1年で変化があったはずなのに、その調査が全然上がってこないのが、ちょっと不思議なんですけども、それはもうやられているのか、やられていないのか。それは必要ないとお考えなのか。そのあたりをちょっと聞きたいなと思いましたが、どうなんでしょうか。

(小野裁判員本部本部長代行)

弁護士会側ではそのようなところまでまだ手をつけておりません。これからの課題、本

来やるべきなのかもしれませんが、率直に手が回っていないというところでもあります。

ちょっと、それと関係ないかもしれませんが、10月以降あたりから、各地裁で裁判所で裁判員経験者を集めて、そこに裁判官や検事や弁護士がちょっと集まって、多少意見交換をするというようなことも始まるようなんですけれども、そのようなことを踏まえながら、先ほどちょっと私ども申し上げた弁護士会の経験交流会というの、こんなことがあった、あんなことがあったと。それは主には、こういう事件でこういう体験をしてこういう弁護士活動をする、こういうふうになったという成果の伝達を目的としているんですね。ですから、裁判の全体がどうなっていて、変わっているとか何とかというところまでは、まだまだそこまでは今のところは直には難しいのかなというところで、そういったいろんな声もう少し事件を重ねて出てくると、そこらも把握していけるのかなというふうには思っています。

(海渡事務総長)

確かにまだできていないんですけれども、いろいろ理事会などの場でも、裁判の対象になった被告人のアンケートはないのかとか、いくつかの新聞社が個別的に拘置所なんかに関きに行って意見を出しているような新聞記事程度のもはあるんだけれども、それしかなくて、ましてや裁判官や検察官がどういう思いでやっているかなんていうのも、漏れ伝わってきますけれども、われわれが裁判官に会ったときなんかはそういう話、とてもよかったみたいなことを言われる裁判官の方はとても多いんですけれども、生身の声で検証できるような形ではまだちょっと材料が不足しているなと思います。

弁護士会は今、経験交流はしているんですけれども、それはこうやったら無罪判決が取れたとか、どうしても弁護士はそういう方向に行きがちで、それは若い人たちがすごく一生懸命やっていて、それも非常に僕は意味があると思うんですけれども、おっしゃるような、これによって日本の裁判がどういう方向に行くかということ、大きな議論がどこかでできればと。

(吉永委員)

1年ですからまだそんなあれはないけれど、そういう方向性を持っているのか、持っていないのかだけで、3年目の検証も違ってくるのかなと思ひまして。

(海渡事務総長)

検証のための委員会は立ち上げて、そこで非常に活発な議論が始まっているので、その中でそういう意見を取り入れていってほしいですね。

(江藤副会長)

先ほどのアンケートは、裁判所が裁判員に対して行ったもので、あれは率直に言って裁判員の方を審査しているとかそういうことは全くなくて、実際には裁判官や検察官や弁護人がどういう印象を与えたかということが本当の主眼なんです。ですから、われわれもあれを見て、自分たちの弁護のやり方が独善的になっていなかったかという、そういうことは当然それは意識して、それは反映されているんですけれども、もちろん検察官もそうだ

と思いますが、検察官というのはああいう組織ですので、組織の中で組織的にそういうことをやっているだろうと思います。ただ、それはそこで伝わっているだけで、それぞれにということはやっている。

3年目の検証にそれを生かしたいという気持ちは当然のこととして、先ほどちょっとお話がございました裁判員ネットという裁判員のネットワークをつくろうということが、弁護士の働きかけで始まっている。ですので、そこでの情報というものは非常に貴重なものがあるというふうに思いますけれども。

ただ、先ほどお話がございましたように、裁判員がどこまで話せるかという問題がありますので、実はこれ私どもが検討している中だけでは多分不十分で、最終的には、究極的には裁判員の方の守秘義務を何か解除するような形で実際に話していただいて、そしてそれを成果物にする。そういう作業が必要なんだろうと。だけれど、一民間団体である弁護士会ですることではなくて、その検証自体がかなり国家的な規模、プロジェクトでやらなければいけない。

(清原委員)

関連して1つよろしいですか。会長に伺いたいんですけど、この3年後の検証というのは、裁判員制度をつくる時には司法制度改革推進本部の検討会で、もう法曹三者が一丸となって議論したわけですよね。検証するときには日弁連さんができることだけじゃなくて、法務省なり検察なり最高裁判所がされるべき部分ありますよね。そういう法曹三者が総合的に裁判員制度の検証をするというような動きというのは、働きかけがおありになるんですか。

(江藤副会長)

それは全くそのとおりで、法律の附則がございますので、3年後検証をどういうふうにするかというのが最終的なテーマなんです。今私どもが言った3年後の検証をどうするというのは、裁判員法附則に基づく検証をどうするかということを政府や関係機関に提言するための機関、こういうことなんです。ですので、どういうやり方で検証するかということも提言の中に入っている。そういう形で今考えています。弁護士会の中だけでの検証で終わるとかそういうことではありません。

(清原委員)

吉永さんが言われたことはとっても重要だと思っていて、守秘義務ということ言えば裁判員の方だけじゃなくて、裁判官も、検察、弁護士それぞれの方がどういうふうに思われ、どういうふうに成果が上がったかというのを率直にオープンにできるような場が、本来は必要なんですけれど、ただ、ちょっとイメージはなかなか難しいのかもしれないんですけど、ということを私はご提案されたということだと思っております。ぜひそういうような、各立場がごぞって検証できるようなふうに提言にしていければいいなと思いました。以上です。すみません。ありがとうございました。

(宇都宮会長)

最終的には見直し条項があるから、国会のほうで裁判員制度を維持するのか、どこを変えるのかという、議論の対象になる。

(江藤副会長)

附則の問題はたしか政府ないし最高裁がという、そういう言い方になっていたと思います。どこかしかるべき機関をつくってやってほしいというような。

(中川委員)

意見というほどではないんですけども、裁判員制度が粛々とスタートしたというのは、非常にいいことだと思っているんですけども、大きな目的の1つが、結局市民感覚を裁判に生かすということでしたよね。今後の問題だと思うんですけども、具体的な裁判でここに市民感覚が生かされたねということを目の当たりに見せるような事件というのは、まだないわけですか。

(江藤副会長)

例えばこの前の、先ほど小野先生から話がありましたけれども、千葉の。

(中川委員)

いや、だから、それはお話を聞けばよくわかるんだけども、なるほど、なるほどというように出てきたものはない。ということは、結局ちょっといじわるな言い方をすれば、従来のプロフェッショナルのやっていた裁判の結果と、それから市民が参加した裁判の結果にそれほどの大差はないんだということになると思うんですね。

ところが今、小野先生のお話のとおり、そうじゃないよと。出てきた結果はそうかもしれないけれども、プロセスなり、あるいは捜査のやり方なり、あるいは検察官のマインドなり、そういうものに変化が出てきていますよと。ここが非常に大切なんじゃないかと思うんですよ。そこのところをもう少しわかりやすく、やっぱり発信すべき、そういうことが市民感覚を生かすということなんですと。あんまり、市民の判断と裁判官の判断がぶれるというのは、あまり好ましいことじゃないですよ。むしろそれはあまりよくないことなので、それよりも、やっぱり裁判そのものが透明性を増してくるとか、捜査の内容が変わってくるとか、それが大切なんですということをもう少し言うべきじゃないかという感じがします。

そのためには、やっぱりそういうマスコミの態度も必要だと思うし、それから守秘義務の範囲は、これは僕は非常に大事な問題だと思います。ちょっとあれは堅すぎるというか、もっと裁判員が自由に話ができるように。これは特に将来考えますと、やっぱり死刑の問題とか、有罪を無罪にするとか、そういうクリティカルな問題がたくさん出てくると思います。そのときにやっぱり何も言えないのでは、何のための裁判員制度かということになりますから、やっぱりある程度そこのところ、ものが言えるようにしたほうがいいんじゃないかという、これは当初からそういうふうに使っていたんですけどね。

ですから、罰則を緩めるというのも1つのあれかもしれないけれど、アメリカなんかはそうですね、フットさん、ほとんど何も無いのと同じですから、そこまで行くのはどう

かとして、もっと守秘義務の範囲を狭めて、積極的に発信できるようにするのがいいのではないかと、私はそういう印象的な意見持っております、そういう観点で今後見ていきたいなと思っております。

(江藤副会長)

今の話でちょっと重複的なところがあるんですけども、この守秘義務の問題を私ども研究している中でわかったんですが、確かに検察官や裁判官も守秘義務があるんですね。それは国家公務員法上の守秘義務なんですけど、よく見たらどこにも罰則がなかった。だから裁判員だけが罰則があると、こういう形になっているわけで、それはちょっといくら何でも変じゃないかという議論が出ている。

(中川委員)

やっぱりさっきのお話のように、裁判員の皆さんというのは賢いというか、非常に健全な知恵をお持ちの方が多いので、守秘義務を緩くすることによって身の危険ということは、それほど考える必要があるのかなという感じもしましてね。自ずから理解されるのではないかという感じもいたしますよね。ですから、ちょっと防御能力が強すぎるというか、そんな感じも少しするんですけどね。

(小野裁判員本部本部長代行)

裁判員の経験者の中には、逆に守秘義務があるので、それを理由にあまり聞かれなくて済むというように言っておられる方もいて、そこらは微妙な問題があるかもしれません。ただ少なくとも、いろいろなものを、その制度を検証する機関を設けたときには、検証機関においては守秘義務を解除する。つまり、評議の中身についても自由に言ってくださいと。こういう仕組みはつくるべきだということは、日弁連では提言を既に行っているんですけども、実現にはまだまだ遠いということがありますから、そこは必要なことじゃないかなとは思っております。

確かにやっぱり検察も弁護士も、あるいは裁判官もそうなんですけど、われわれの感じとしてはずいぶん変わってきているなど。つまり、経験した裁判官。経験した裁判官も変わっていない方もいるんですけども、かなり変わってきてつつあるかなと。やっぱり彼らは全然経験していなかったところに、6人の人が来て、ぼんぼんぼんと決まっていたことが、やっぱり何時間かけないと決まらないというのを日々やっていくということが、非常に大きな経験だろうと。あわせて検察も弁護士も、これまでの法曹三者の暗黙のルールで行っていけば足りたものが、それが全然通用しないと。まるっきりしないんだということを肌身にしみて感じつつあるわけですし、それをどういうふうに発信していくのかということは、これまた難しいちょっと課題があるんですけど、そういうような中身を今おっしゃったようにもう少し整理をして、裁判員裁判の意味といたしますか、意義といたしますか、そこらをもたせていく必要があるかなと。おっしゃるとおりだと思います。

(豊副議長)

最後に私のほうからも一言述べたいと思います。中川委員のご発言に関連してなんです

けれども、守秘義務については、制度をつくるときに市民の良識を入れるといいながら、一方で堅い守秘義務をつくるという背景にはやはり市民への不信というのがあったと思うんですよね。先日、著名人の押尾被告の判決を見ながら感じたんですけれども、捜査段階含めて法廷の状況もそうでしたが、洪水のような報道がなされていました。しかし、実際最後の記者会見には、補充裁判員を含めて全員が参加されてそれぞれ話をされて、印象に残っているのは、「著名人の裁判だということをどんどん意識しなくなった」という発言でした。法廷で被告人と対峙して、証拠を見ながら1人の人を裁いているんだと感じました。「居酒屋に行くみんな知ったかぶりをしていろんなことを言っているんだけど、全然違うというふうに思いながら心の中で笑っていた」と、そういう記者会見に応じた方もいます。当初危惧されていたように報道で影響を受けなかった一例ですけれども、市民の力というのはすごいんだなという実感をしました。密室での犯行だったので、判断を悩むケースだと思いますし、専門家でも救命の可能性があったのかということで検察側と弁護側が真っ二つに判断が分かれたケースです。そういうときに、疑わしきは被告人の利益にということを実行したケースではなかったのかというふうに思っています。そういう意味でも1人ひとりの市民の持っている力ということを改めて感じさせられたので、守秘義務の見直しについても、そのあたりの事情も踏まえながら、ぜひ不信の視点ではなくて、どうすればみんながよりよくやっていけるのかという、そういう視点に立ってやっていただければなと思います。

法曹養成制度の現状と課題について

(豊副議長)

時間もあれですので、次の議題に入らせていただきます。第2の議題として、法曹養成制度の現状と課題というテーマを検討していきたいと思います。まず、最初に椋嶋事務次長にご説明をいただいた上で、引き続き釜井英法司法修習費用給費制維持緊急対策本部事務局長にご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(椋嶋事務次長)

それでは椋嶋のほうからご説明させていただきたいと思います。資料27-1-4という図をご用意しました。本当はさわやかなスカイブルーと鮮やかなクリーム色でつくるつもりだったのですが、現状と課題がそういう状況なのか、プリントアウトするとこのようなくすんだ色になってしまいました(笑)

法曹養成の問題というのは、ここに入口と出口というふうには書いてあるんですけれども、一言で申し上げると、いかに有能な人材をこの法曹養成のプロセスの中に迎え入れて、そして養成をして、その人たちを出口において社会の隅々で活躍をしてもらうかという問題なんだろうと思います。普段の法曹養成というときには図の真ん中の黄色い部分、法科大学院、司法試験、司法修習という部分が法曹養成の問題だというふうに考えられますけれども、これは入口の部分、そして出口の部分も含めてこの問題というのは考えていかな

てはいけないということになるんだろうと思います。

中身の簡単なお説明をしたいと思いますが、その前に今日の資料に関して少しご紹介しておきたいと思います。先ほど裁判員でも使った分厚い資料のほうに、3点ほどご用意させていただきました。昨年度の市民会議では、法曹養成の問題、何度か取り上げさせていただいたと思いますけれども、その後の動きについての重要なものに関して3点ほど入れさせていただきました。

まず1ページが、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果（取りまとめ）」というものであります。これは、今年度も少しご紹介したことがあるかもしれませんが、3月から、今の法曹養成制度ついていろんな問題を抱えていると。これはやはりきちんと解決していかなければいけないので政府が取り組もうということで、まず法務省と文科省の共管ということで、両副大臣を座長とする形で、法曹養成に関する現状の問題点と改善方策の選択肢というものを整理をしようということで、ワーキングチームを行いました。約10回の議論を経て、今年の7月にこのような検討結果を取りまとめております。詳細は省略をさせていただきますけれども、法科大学院に関する問題点として、入学定員の削減の問題、改善が進んでいない法科大学院に関する統廃合の問題などが掲げられています。

また、真ん中辺の司法試験のところ、司法試験の方式及び内容の見直しに関する論点。受験回数制限の撤廃あるいは緩和といった論点。それから合格基準の適正さというものをご担保していくかという、合否判定の在り方に関する論点などが主な論点として取り上げられています。また、修習に関しましては(1)のところ、司法修習の給費制の論点、(2)のところ、法科大学院と司法修習との間での連携を確保する観点から、導入的な研修を行うべきかどうかといった論点。(3)のところ、訴訟実務以外の分野に関する修習についての論点が掲げられております。その他予備試験の問題、それから法曹人口の在り方との関係をめぐる論点なども掲げられています。

詳細は4ページ以下に本文がありますので、お時間のあるときにご参照いただければと思います。

スケジュールといたしましては、7月に取りまとめて、当初秋以降に、ここでは改善方策の選択肢が整理されているだけですので、これを踏まえて具体的な改善政策を策定するためのフォーラムというものを、第二段階のフォーラムというものを設置し、そこにおいて政策検討を行っていくという形で考えられておりました。

今日の3ページのところ、一番最後のところにフォーラムのあり方というのがありますけれども、このワーキングチームのペーパーの中では、内閣の下にこのフォーラムを置くといった選択肢と、それから法務省、文科省の下にもう少し論点を詰める第二段階をつくっていくべきではないかという、両論併記という形で提言がされておりますけれども、いずれにせよ、おそらくこの政権がある程度落ち着いた段階で今年中ぐらいには何らかの形で具体的な政策決定を行うという場が政府の中でできるという見通しです。

それから、43 ページ、先日各紙でも報道されましたけれども、今年の司法試験の結果が出ておりますので、ご参照いただければと思います。合格者の数が 2,074 名ということで、昨年が 2,043 名でしたから、それより若干増えたという面がありますけれども、今年はいわゆる旧司法試験が最後の年になりまして、それもおそらく去年よりは減るだろうということで、全体としていうと去年並の合格者数という形かなと思います。出願者数が 1 万 1,127 人に対して、受験者が 8,163 人ということで、実は出願しながら最終的に受けなかった人というのが、だんだんと増えているんですが、今年は 4 人に 1 人が受けていないという状況があったりして、それは合格の見通しが無いということで受検を手控えているという人が、その中の大半占めるだろうというふうに言われておりますけれども、そういった点の問題があるかなと思っております。やや細かいところでは 43 ページの(7)のところ、女性が 28.54%、3 割近くが女性ということで増えてきているという状況です。

それから裏の 44 ページのところ、合格者の既修、未修別というのがありますが、この中の既修者法学部という人が一番多く、未修者の非法学部、いわゆる純粹未修と言われている人がこの中にかなり含まれていると思うんですが、248 人ということで全体からするとかなりこの割合が減ってきているということを感じるところであります。

それからもう 1 点、この全体の通しの 61 ページ、これは今月 9 月 16 日に文科省が中教審の法科大学院特別委員会の場で、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」というペーパーを配付をしてプレス発表しています。要するにかなり問題の多い法科大学院ですね、ここの基準で言うと、なかなか多くの方が志願してくれない法科大学院、入学試験の倍率が 2 倍を下回り、かつ、司法試験の合格率というのが、全国平均の半分以下といった法科大学院については、いわゆる補助金を削減していこうといったような方針が出されているところであります。

それから、本日配付の資料の中で、ピンクとブルーのこういう資料をご用意させていただきました。これ実は今月 9 月 17 日に日弁連で開かれた司法シンポジウムの法曹養成の分科会で作成された資料であります。これは実は当日こういう CD-ROM の中に入っていて見えないもので、プリントアウトして冊子という形にさせていただきました。この司法シンポジウムでは、いろんな問題が指摘をされてはおりますけれども、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の中で、一定の成果も出てきている、そのことも踏まえた上で全体的な評価をし、また改善のあり方を考えていかなければいけないのではないかという観点で、2 つの取り組みを行っております。ピンクのほうが、いわゆる「マイ・ベスト・プラクティス」という - 実はこのマイ・ベスト・プラクティスというのは、アメリカのロースクールなどでも似たような試みが行われているんですが - 、全国の法科大学院の中の特徴ある授業、あるいはこれは非常に素晴らしいといった授業について、いろんな情報源をもとにして、日弁連の取材班が取材をしに行って紹介をしたという内容であります。大体これは北から南に並んでおりまして、最後のほうに東京の法科大学院が集まっています。74 校全部ではないんですが、ここに載っていないから悪い授業だという意

味ではなくて、取材力の限界などもあり、こういうものは特徴があったなということでもとめられています。

それからもう1つ、「新法曹データブック」も、この司法シンポジウムでつくりました。中を見ると、履歴書のような形になっているんですけども、法科大学院卒の多様な経歴を持ち、また多様な活躍をしている人々をいろんなところから推薦を上げてもらって、約70名のメンバーをここにピックアップをしました。これをご覧になっていただくと、いかにいろんなバックグラウンドを持った人たちが新しい分野で法曹としても活躍しておられるかということをご覧いただけるかと思います。

もちろんこういう形ですべてがうまくいっているわけではなく、だからこそ「法曹養成の現状と課題」の色もくすむわけなんですけれども（笑）、こういう一面もあるということも踏まえて、引き続き「法曹養成の現状と課題」の図に基づいてご報告したいと思います。

時間がなくなってしまいましたので、ごく簡単にしたいと思います。まず入口の問題につきましても、図に戻りたいと思います。法曹志望者の数の減少、そして多様性の縮小といったものを書かせていただきました。すなわち、法曹になろうという人間の数自体が減っている、つまり、法科大学院を志願する人間の数が減っている。また、ただ単に数が減っているだけでなく、いわゆる社会人とか、あるいは他学部出身者といったような多様なバックグラウンドを持った人たちの割合が減ってきているといった問題が、入口においてはかなり顕在化しているということがあります。

その原因がどこにあるのかというのが、下の雲のような部分ですけども、これは主に3つのことが指摘されています。司法試験合格率の低下、出口のところの弁護士就職難の問題。それから、この法曹養成過程における経済的負担の問題。経済的負担の問題に関して少し細かく言いますと、法科大学院段階における負担の問題、司法修習段階における負担の問題があるだろうと思います。3つのうち、どのあたりが主要な要因と考えるのか、3つの要因の関係をどういうふうにか考えるのかについては、いろんな議論があるところかと思えます。

それから、出口の部分ですけども、出口の部分については、今、日弁連が一番頭を抱えているのが「就職難」として取り上げられている問題だと思えます。これも細かく言いますと、おそらく2つあるんだろうと思います。1つは法律事務所、従来型の弁護士ですね。法律事務所の採用者数というのがかなり限界に達してきて、受け入れる法律事務所がなかなかないという中で、法律事務所に入ってまずは勉強しながら成長していくというルートが十分に確保できずに、いきなり独立しなくてはいけないとかいった問題が出てきているというのが1つ。

それから法律事務所以外の活動分野についても、司法制度改革審議会の意見書を待つまでもなく、法の支配を社会の隅々に広げていくということで、企業の中、官公庁、あるいは政策秘書などの分野、これまで弁護士が活動してこなかった分野に活動領域を広げていくということがうたわれていたわけでありましてけれども、いろいろな歩みの中で企業内、

官公庁、それ以外、それなりにこの間少しずつ広がってきておりますし、地方自治体などもここ1、2年でだいぶ状況が変わってきているかと思えますけれども、しかし全体から言うとまだまだ少数にとどまっているという状況があるというところ です。

この就職難というものが、法律家に対する需要自体が広がっていないということを意味しているのかというあたりに関しては、弁護士会内でもいろんな議論があるところかなと思います。また、法律事務所の採用者数の限界というところについては、急激な弁護士数の増加という問題もあるかもしれませんが、司法制度自体がまだまだ使いやすくなっていない、もっと使いやすい司法制度にしていけば、もっと需要が顕在化していくのではないかという議論もあります。そういう意味で言うと、この法曹養成の問題は、最終的には司法制度をより一層利用しやすい制度に改革していくという問題に結びついてくるのではないかなという論点が1つあるだろうと思います。

それから、この活動領域の拡大の不十分さというところも、本当に法の支配というものを社会の隅々に拡大していくというようなことが、社会全体としてどれくらい求められているのかということにかかわってくる問題だろうと思います。そして、当然のことながら、法律家に対する需要はどの程度あるかというのは、どのくらいの法曹人口をこの世の中が必要としているかという問題になってくるのだろうと思います。このあたりが出口の問題かというふうに思います。

この入口と出口の両方の問題によって、図の真ん中の黄色い部分というのは、相当程度規定されてくる問題でありますし、図の「法曹人口の問題」というのが、司法試験の合格者の数と直結する問題であるということは、十分ご理解いただけるかと思えます。

入口の部分では、先ほどの志望者数の減少、それから司法試験の合格率が十分ないといった問題の中で、そもそも入口自体少し狭めて、法科大学院の学生の定員を減らしていこうといった議論、あるいは問題のある法科大学院は統廃合していったって、法科大学院の数を減らしていこう、そういうことによって、教育の質を高めていこうといった議論がなされております。一方、統廃合の点に関しては、地方の小規模法科大学院というものについて、同じように考えていいのかという、いわゆる地域適正配置の論点というものが存在すると思えます。

法科大学院プロパーの問題としましては、教育の質に関していろいろな議論がされるところでありますが、大きく言って基本法科目 - いわゆる六法科目ですね -、そういう基本法科目の教育が十分なされているのかといった議論、それから、いわゆる実務系の科目がきちんとなされているのかという議論、この議論は法科大学院と司法修習との間の連携の不十分さという論点に直結する問題であります。それから、法科大学院の理念であった未修者に対する教育というものが、十分に教育手法が開発されているのかといった議論。

それから何を教えるべきかというところに関して、本当の意味でのミニマムスタンダードというものがきちんと確立されていないのではないかなといった議論も存在しているところでもあります。連携の不十分さについては、法科大学院と司法修習との間で、主に司法修

習の側の、前期修習といわれる導入の集合教育が、法科大学院制度の創設とともに廃止され、法科大学院の実務系の教育が必ずしも十分に成熟していないという中でこの問題は出てきています。

それからもう1つ、法科大学院と司法試験との間の連携の不十分さというものが指摘されているところであります。司法試験が法科大学院の教育成果を試すに十分な内容となっているのか、あるいは司法試験が従来型の難しすぎるものになっているのではないのか、といった指摘というものも、先ほどのワーキングチームの論点、制度の中には議論として存在するところであります。

そして、こういう図の黄色いプロセスの中に、来年から予備試験が加わってきます。予備試験に合格すれば法科大学院に入らずとも司法試験を受験することができるという制度であります。もともと予備試験というのは、経済的事情などによって法科大学院を経由することが困難な人というものを念頭に設置された試験制度ですけれども、実際上はだれもが受験できる制度でありまして、そのため制度趣旨に沿った形での運用がなされずに、例えば法科大学院の在學生とか、場合によっては学部生とか、あるいは法科大学院3回受験を失敗した、いわゆる三振者と言われる人たち、そういった人たちが大量に予備試験に参入してくる結果になるんじゃないかという問題点なども指摘されているところであります。

雑ばくな説明ですけれども、こういう全体状況の中で、例えばこの後に説明がなされる給費制の問題というのは、図の左下の経済的負担の司法修習段階という問題でありますし、それから今、日弁連で大きな問題となっている、合格者の数をどうするかという問題は、図の司法試験の合格者の数の問題であり、出口の法曹人口の問題である、そして、これは法律家に対する需要の問題と密接に結びついている、そういった全体像をこの図を通じてご理解いただければと思います。以上です。

(豊副議長)

引き続き釜井さんのほうからも。

(釜井司法修習費用給費制維持緊急対策本部事務局長)

私のほうから説明させていただきます。ちょっと長つたらしい名前の対策本部の事務局長です。この対策本部は4月にできたんですが、実質的な活動は5月に入ってからということになります。平成16年に裁判所法の改正がされて、それで施行は当初2、3年だったところが今年まで延びたと。それはやはり経済的な負担とか、修習生の負担のことを考えてのことだったと聞いています。しかし、またなぜこの時期にあえて対策本部をつくってこの維持の運動というのを今しているのかということと、それとこの4月以降、どのような活動を今しておるのかというあたりを簡潔に報告したいと思います。

この中で赤いパンフレット、給費制の存続をと書いたパンフレットがあるんですけども、この中の3ページです。昨年のは11月に、昨年合格して研修所に司法修習生になる予定の人たち向けにアンケートをとった結果なんですけど、アンケートに回答した人のうち、約半数以上、約53%の人たちが奨学金や教育ローンを利用してました。その平均の金額

が 318 万 8,000 円であったと。最高の方は 1,200 万。こういうようなデータがわかったと
いいですか、これまでこのような調査がされていなかったと。ロースクールで勉強してい
て受かった人がこんな状態にあるということがわかったという事実があります。

それともう一つは、先ほども桜嶋さんのほうからご説明がありましたが、緑色の一式の
レジュメを見てもらいますと、最近つくった、データが若干新しくなっておりますので、
この緑のやつの中の 2 枚目、ここにロースクールの志願者が当初の 4 分の 1 になって、社会人
入学者が半分にといいところがあります。これは今年の平成 22 年のデータまで入れたもの
ですので、こちらのほうがわかりやすいかと思いますが、合格者が多額といいいい借金
を負っている、半数以上の方が負っているということがわかることと、法律家を目指そう
とする人がこういう形でどんどん減っているというようなことがわかる。ここで、この秋
からの給費制というのがなくなって、お金が苦しい人は貸与しますよという制度になった
ときに、これはもっと法律家の志願者を減少させることにはならないか。また、法律家
を目指す人たちが一定の層、経済的に余裕がある層からしか出てこなくなってしまうの
ではないか。法律家の質が変わってしまうことにならないか。そういうことが危惧されると。

ここで、そういうデータが明らかになっている時点で、やはりおかしいものはおかしい
ということとやるべきではないかということで、この本部ができ、全国的にこの問題をア
ピールして、市民の方々に訴えていくという活動をしております。

活動の内容というのは、この司法修習給費制についてという一式のレジュメがありま
すが、この中の 8 ページのほうに、3 月 26 日に仙台で市民集会をやったということが出て
おりますが、それ以後、対策本部で活動した内容が出ております。全国で約 30 数か所のと
ころで市民集会を開催しました。東京では日弁連主催のほかに、6 月には市民団体が給費制
を存続させようということと一緒にやってくれる市民団体ができまして、その市民団体主
催でも 6 月 10 日と 7 月 29 日に集会が開催され、6 月、9 月、10 月には街頭宣伝行動を行
っています。そういうような会議を持っております。ちょうど今日が一連の市民集会の最
後で、愛媛で今日の夕方やることになっています。こういう形で進めてきました。

それともう一つが、市民の方々にこの問題を訴えるというところでやったのは、署名で
す。これが 11 ページから。これは結果だけですが、この給費制の維持してください。その
ための裁判所法を改正してくださいという内容の署名なんですけれども、この目標数が当
初は 30 万ということでした。実質は 5 月からですから、9 月までで 5 か月弱、実質 4 か月
程度の署名の期間ですので、30 万集まればこれは大成功ではないかという考えで始めたの
ですが、実際は 50 万程度集まっています。これは 9 月 15 日時点で 35 万ですが、今集計中
なんですけれども、おそらく 50 万を少し超える程度になるのではないかという署名数になっ
ています。金利引き下げ、貸金業法改正のときに弁護士会も取り組んだのですが、その
ときの署名数というのは 30 万を切っておりました。そういうことからすると、この問題とい
うのが、全国で展開する中で国民の方々の支持を相当数得られたのではないかというよう
な評価をしております。

そして、署名や市民集会などをやる中で、新聞もたくさん取り上げてくれています。これが 13 ページ以降に新聞記事のリストがあります。4月から9月までになっていますが、数を数えていきますと、大体倍々ぐらいな形で新聞が取り上げているというような状況にあります。リストの後から、18 ページ以降は、各新聞社の社説、論説などをまとめております。私たちが東京で目にする新聞、全国紙である朝日や読売、日経については、この司法修習費用の給費制を維持することに対する疑問を投げかけるような形の社説になっておりますが、地方のほうではむしろ日弁連の主張に沿ったような、それを応援してくれるような社説、論説になっているところが特徴的です。今のところ出ているのが、地方紙では 12、3 出ております。そのあたりが署名の拡がりや市民集会などでのこの問題の訴えということが反映したのではないかというふうに私たちは評価しているところです。

そして、あと 39 ページ、41 ページというのがありまして、これは現役のロースクール生やロースクールの卒業生の皆さんにアンケート的にとった声です。当事者の声、第一弾、第二弾とあります。これをある程度まとめたものです。法律家にどうして給料を渡してやらなければならないのかというような疑問、弁護士はお金儲けているのに、そのくらい自分で行けるんじゃないかという疑問を提示されることがあるんですが、その中で私たちが言っているのは、司法というのは裁判官と検察官だけではない。弁護士がいてはじめて国民の声をきちんと裁判所に出してやることができますし、刑事裁判ではそれが不可欠なものとなっており、単なる民間というふうに定義づけられるものではないだろうと。やっぱり公共心、公益的な仕事をしたいという人たちが、そういう役割が期待される場所でもあり、そういうふうになりたいという意欲を持った人間たちがたくさんいるのだというところを訴えておるのですが、この当事者の声に出ているロースクール生たちの声というのは、まさにそういう公益的な仕事をしたいというような、でもお金がどんどんかかっていったら私たちは諦めざるを得ないというような声が出ております。非常にこれも現場の声というようなことで参考になるのではないかなと思います。

最後の 44 ページにある資料ですけれど、これは先ほどお話しした給費制の存続について、一緒に日弁連とやろうということに動いてくれている市民団体なんですけど、この団体を市民連絡会という名前と呼んでいますが、彼らはこの運動を応援してやるよということを書いてくれているのですが、それには条件があると。この緊急決議の中の 1 項というのが、給費制を存続させるため裁判所法を改正してくれということをお願いしておりますが、2 番目に、弁護士をはじめとする法律家は弱い立場に立つ人の力となるような活動や、一人ひとりの命が大切にされる社会の実現のための活動をさらに積極的に行うことを求める、となっています。そういう弁護士や裁判官、検察官という非常に公益的な利益を体現していく人間を育てるという点から、私たちは給費制に賛成をするけれども、でもその上にあぐらをかいては困りますと。きちんと実践をしてくださいと。そういう要望を突きつけています。そういうところがこの市民連絡会のスタンスです。

市民連絡会では、この決議に賛同する署名を団体とか個人から求めています、団体で

賛同してくれているのは今 700 程度です。個人は2、3百程度だと思いますが、個人のほうは日弁連でやっていた署名とだぶっていたので、あまりそこは増えてはいませんが、団体署名というところでは、700 というような形でどんどん増えているところです。そのあたりも、日弁連が行った署名の数なんかを裏付けるようなものといいますが、国民的な理解が広がっているというようなことを裏付けるものではないかというふうに私たちは考えています。

この関係で明後日国会の院内集会を開きまして、50万ぐらい集まった署名を提出すると。それを提出するために国会議員にまた来てもらって、そのことをアピールするという、そういう集会を予定しております。大体以上です。

(豊副議長)

榎嶋事務次長、釜井事務局長、ありがとうございます。この件に関しましてご発言、ご質問等ありましたら。

(中川委員)

榎嶋先生おっしゃった法科大学院のことなんですが、これ本当に問題が多すぎて、何か訳がわからなくなっているような印象すら持つんですよね。少し細かな問題をいちいちやりますとわかりにくいので、ちょっと切り口を変えまして、少しマクロ的に考えてみたいと思うんですけれども、法曹養成制度というのは、ちょっと当初の制度設計に少し問題があったのではないかというのが私の意見なんですが、何かといいますと、いいところ取りをしすぎたのではないか。つまり、法曹の質を、法曹の質というのは伝統的な法律家ですよね、伝統的な法律家の質を維持しながら人数も増やすというのが、当初の制度設計の理念というか、目標だったというふうに思うんです。つまり、二兎を追うというと語弊がありますが、2つとも実現したいと。ところが、実際やってみますと、そううまくいかないわけで、目標の欠点といいますか、それが露呈されてきたというのが、今の現状ではないかというふうに思えて仕方がないんですね。

例えば、ご存じのように韓国などは、質を維持するために、例えば法学部はなくしたと。ロースクールだけをつくって専任の教員をそこに張り付ける。日本の場合は法学部を残しつつ、専任も兼任でやっていこうと。ちょっと中途半端な感じがいたしますよね。例えば、そういうこと。

それから、司法試験の考査委員の先生などにお聞きますと、今の司法試験のレベルで本当に問題なく、これは合格だなど思えるのは大体 500 人だというわけですよね。これは昔の司法試験もそうだし、新司法試験もそうなので、結局 500 人ぐらいが本当に法曹としての高いレベルを維持している人たちで、その人たちを2,000人、3,000人にしようとする、これはやっぱり相当大仕掛けな教育機関をつくり、あるいは教育の内容を充実しないとそうはいかないので、現行のシステムで質だけを上げるとするのは、現実的に無理だというふうに思われるわけです。結局制度が中途半端であったのではないかというふうに、私は基本的に思っているわけですね。

それで、そこからが問題なんです、さっき梶嶋先生おっしゃったように、文科省とか、あるいは中教審で特別委員会でそれぞれ検討されていますが、ここに出てきた結論というのは何かといいますと、結局統廃合を進めて若干定員を減らしていこうという施策なんです。そのやり方も、結局助成金なり補助金を減らして、自然自立的に統廃合が起こるのを待とうと。これは一種の兵糧攻めです。兵糧攻めにして、だんだん減らしていこうと。だけどこれはすごい時間がかかると思いますし、それからどの大学にしたって廃止はしたくないわけですから、頑張っけてやります。だから、仮にその数がいくらか減っても、そんなに大幅な定員の減にはならないし、それにはものすごい時間がかかるといって、大した施策ではないように思います。

それ以外に何か具体的に出てきているかといいますと、ほとんど何もないですね。何もないので、これから考える、検討するというようなことになっているのも現状でして、この状態をずっと続けられれば、ますます状況が悪化していくのではないかと、というふうには非常に心配しているんです。

それで、じゃあどうしたらいいかということなんです、結局これは二者択一の問題になってくるんじゃないかと。つまり、思いきった統廃合をすれば、つまり質を維持するということですね。思いきった統廃合をして、例えば大学の数を半分にしてみようとか、それぐらいの、これは立法のあれが必要になると思うんだけど、ことをして、そして質を維持するために一定の合格者に絞るといってのが1つの選択肢としてあると思います。だけど、これはものすごい反動もありまして、結局法曹人口はそんなに増加しないよと。法曹人口の増加は、鈍化しますよと。それからものすごい熾烈な受験競争になって、韓国のようにすごい競争が出てくるでしょうということ。それからさっきの給費制の問題にもあれするかもしれないけれども、お金のいる人だけが合格するかもしれない。そういうような諸々の弊害も一方では考えられると思います。しかし、1つの選択肢としてそういうことがあるだろうと。

もう1つの選択肢は、全くそれとは逆で、思いきって合格者の数を増やす。だから今2,000とか言っていますけれど、3,000なら3,000にしたっていいじゃないかという考え方ですよ。増やして、そして本来の司法改革の目標に近づけていくという選択肢があると思います。

これは、当然のことながら、いわゆる伝統的な法律家、われわれが考えている伝統的な法律家の質を変えることになると思います。ならざるを得ないと思います。だけど、その他の問題は非常に解決しやすくなるわけですね。

ここで1つ考えなければいけないのは、質ということの問題なんですけれども、これは議論すると大変なので、たとえ話で言うと、コンビニというのがありますよね。日本でコンビニというのが出てきたのはいつ頃でしょうか。あれは乱立するとみんなつぶれると言ったんです。ところが、ご存じのようにものすごい数のコンビニが出てきて、そして結果的にどうなったかという、百貨店を追放しちゃったわけですね。百貨店はだめにな

ったんです、コンビニが出てきた結果。それで、ものすごい数のコンビニが出てきて、それらが切磋琢磨をして、いろんな商品を開発するとか、いろんなサービスを提供するとかして、人々の暮らしに対してはものすごい便宜を提供するというような形になったわけですね。質の低下を招いているかということ、逆だと言わざるを得ない。結局切磋琢磨競争して、そこで創意工夫が出てきますから、コンビニ業界という大きな業界を形成し、百貨店にも勝つ、従来のスーパーにも引けを取らないという、そういうふうな状況に今なっているわけです。

ですから、数が増えれば質が落ちるといふこの神話みたいなものは、一遍やっぱり考え直す必要があるのではないかと私は思っているわけです。これは評価の問題ですから、いろんな意見があると思いますから、いずれにしろ、最初に言いました選択肢と、もう1つ数を増やすという選択肢とどちらを選ぶのかという問題に結局は尽きるんじゃないかと。

問題は、それをだれが決めるんですかということになると思います。これは今の体制では、つまり法曹三者が議論しても結論は出ないと思います。その証拠が1つ、今のようないろんな中教審とか文科省がいろいろやっても、だんだん問題が混迷を深めていくばかりで、なんか目先が見えなくなってきましたよね。そういう状況になっていく。だから、法曹三者はちょっと無理だと思います。じゃあだれかということになると、これはやっぱり司法を利用する国民の声を聞くのが一番だと。それしかないなという感じなんですよね。その国民に選んでもらう。だからどっちがいいんですかと。つまり、法曹人口を増加させて、身の回りに社会のお医者さんみたいな人がいっぱいいて、そのかわり少々タチの悪い人もいるかもしれないよという社会がいいのか。あるいは、従来の伝統的な法律家というものがいて、いざというときにはそこへ駆け込めばやっていただけるといふような社会がいいのか。どっちがいいんですかということ、やっぱりこれは聞くべきだと思いますね。その意見に従って、その方向性を決めるということをしめせんと、今のままでずるずる行けば、結局犠牲になるのは受験者ですし、それから合格した人も、さっきご説明があったように、何か目先が開けない。全く希望のない学校で学ばなければいけないと。これはおかしいと思うんですよね。

ですからやっぱりはっきりどちらにするべきか。それぞれの欠点長所があるが、どっちを選ぶのかということ。やっぱりこれは日弁連そのものの問題でもあると思います。つまり、将来の弁護士像というものをどこに設定すべきかということと全く共通の問題だと思うんですよね。だから、そういう切り口でこの問題を議論しめせんと、この1つ1つのことを、ああすればどうか、こうすればどうかという、そういう段階では私はないというふうに思いまして、論点を今のような、今のようなというのが正しいのかどうか知りませんが、大きなマクロ的な論点でやったほうがわかりやすいのではないかとことを思いまして、ちょっとご提案いたしました。

(宇都宮会長)

もともと司法制度改革審議会は、その以前に、法曹三者のことは法曹三者で決めるとい

う合意が、国会の附帯決議ですかね、そういうことに基づいてやっていたのが、それだけではだめだということで、国民がやっぱり法曹、司法について決めるべきだということで司法制度改革審議会が開かれて、その後、司法制度改革推進本部が設置されて検討会が開かれて、ある意味では今の法曹養成なんかの制度設計も、国民の声を聞くべきだということで、法曹三者以外の方が入って制度設計されたものだと認識しています。

ただ、それがわれわれとしては、本当はその制度設計についてフォローアップ組織がなかったもので、スタートしたはいいいけれど、いろいろ問題が出たときに、本当はまた政府なり国会なりに、今の司法制度改革についての問題点が出たときは、修正する、あるいは変更する、そういうような装置があればよかったです、今どこもそれが無いというようなところで問題ではないかと思っています。

それから日弁連の今の執行部は、やはりこの10年の司法制度改革を検証する時期に入ったんじゃないかと。そして、その検証の結果、評価できる点、さっきの裁判員制度とか、それから弁護士の問題からすれば被疑者国選弁護制度が実現しましたし、そういう問題、強化すべき点はさらにより改善を加えて前進させなければいけないんですけど、この法曹養成をはじめとするいろいろな問題点が出てきたり、あるいは司法制度改革で方針として立てられているのに、まだ実現していない、立ち遅れた課題もあるんですね。それをフォローアップして、政府の中でしっかりそれを遂行する組織が今ないんですね。その辺を日弁連としては検証して、一応会務執行方針としては、市民の目線で第二次司法改革をというような問題提起はしています。

それで、この給費制の問題も、そういう大きな中の1つとして問題提起をしまして、現実に国会要請をしていますと、議員さんの中にも、この給費制の問題だけじゃなくて、全体として司法制度、司法改革ですね、それをもう一回検証して、再検討すべきではないかというような意見を持たれる議員さんがすごく増えているという印象を受けています。それが検証すべきところ、国民的といったら、これは国民というのは抽象的なあれではなくて、結局はそういう人たちが参加した司法制度改革の場合は審議会とか、その後の推進本部の検討会というのがあったんですけど、同様の組織をもう一回つくるのか、あるいは先ほどの法曹養成に関しては文科省とか法務省の中でフォーラムをつくるのかというのもありますし、韓国ではこの前、われわれは大韓弁護士協会と意見交換したんですが、やっぱり韓国も司法制度改革をやっているんですけど、いろいろ問題点が出てきまして、それを従来は大統領府の中の政府機関で司法改革を検討していたようなんですけれど、この前のお話では国会の中に、司法問題特別委員会を設置して司法改革の点検をしていると。そして改革をやっていると。こういうことは今の状況ではわが国でも必要になってきているのではないかという問題意識は持っています。だから、その辺をもう少し、もちろんその中の裁判員制度は3年目の検証を受けてあるんですけども、今までの10年前提案された中で未達成の問題とか、それから法曹養成なども行き詰まっていますから、先生がおっしゃったような全体的な小手先の策ではなくて、もう一度ちゃんと検証して、きちんとした

方向性を打ち出していくということが今求められているのではないかなと思います。

(中川委員)

この法曹養成は毎日走っているわけですし、他の制度に比較しまして非常に問題が多いなという感じを持っておりまして、このまま放っておきますと崩壊の危機すら感じるわけなんで、そう時間があまりないような気がするんですよ。ですから、本当にこれは国を挙げてやる、早くしないと相当国民に迷惑をかける、そういう問題ではないかなと。私も現場にいるものですから、日々それを感じておりまして、イライラと。

(宇都宮会長)

そういう問題、われわれもこれから発信していかなくちゃいけないと思っているんです。これまではあまりにもいろいろな政治をめぐるいろんな問題があるから、司法の問題には政治家の方はあまり関心を持たなかったかというか、国会議員の先生方もですね。たまたま日弁連がこういう給費制の問題を提起しまして、それを通じて、それがその問題だけじゃなくて、全体の置かれている問題をもう一回検証する必要があるんじゃないかとそんな意識を持っていただく議員の方とか多くなっているというのは、これは非常にいいことだなと。

(フット委員)

もう1人法科大学院の現場からの声はよろしいですか。私は、まさに司法制度改革審議会のビジョンは正しいように思います。日本の法曹人口の増員は急務であるように思います。まだまだ潜在的な需要は大いにあるように思います。ですので、量を増やすということも非常に重要であり、また司法制度改革審議会が指摘しましたように、それまでの法曹はあまりにも視野が狭かったように思います。

お金のない人は法曹を目指しにくくなる、という趣旨で給費制が問題となっているように理解しています。その理解のもとにあるのは、従来の制度が誰にもオープンで、授業料のかかる法科大学院に通わないで済む制度であって、そして給費制もあったからお金のない人でも問題なく法曹を目指せた、という考えがあるように思います。確かに、従来の制度では、一部の非常に優秀で、試験に優れた人たちにはオープンでした。しかし、従来の制度において、合格者の大多数は3年、あるいは5年以上、ほぼ毎日ないし週数回予備校に通っていました。予備校に通うお金およびその機会費用を考えれば、実際上はそのように何年間も予備校に通わなければならないような制度は、それはお金のある人にむしろ傾いていたようです。とにかく、量も質も両方改善しなければならないという点では、まさに司法制度改革審議会が指摘した通りであるように思います。

司法制度改革審議会の意見書の1つの大きな前提で誤っていたのは、どのくらいの法科大学院が實際上出来上がるかということに関する楽観的な予想でした。意見書では、修了生の7割～8割が合格できるような制度になるとのことでした。しかしながら、法科大学院の数を制限しないで合格者の数だけを制限するという制度設計では、数多くの法科大学院が設立されることも十分予想できたはずで、そうなりますと、自ずと合格率が下がり、

7割～8割というような数字は到底維持できないことが当初から自明であったように思います。そうすれば結局司法制度改革審議会が打ち出した「点からプロセスへ」、つまり司法試験の「1点」だけではなく、むしろ教育全体のプロセスを重視する、というビジョンの実現が困難となるのは確実でした。結果的に、現在のような25%程度の低い合格率ですと、やはり司法試験の「1点」に教育および勉強が集中するわけですね。

ですから、私から見て非常に大きな問題は合格率の問題です。先ほどの話では現在500人ぐらいしか十分な質を持っていないという話で、それはだれからの話かわかりませんが、少なくとも私から見た限りでは間違っているように思います。しかもそれは私の個人的な意見だけではないはずで、たとえば文科省の傘下で行われた検討に基づく報告書には、研修所の教官による評価として、新しい制度で教育を受けた修習生は、旧制度で教育を受けた修習生に比べて、全体としての質が劣っていないだけでなく、コミュニケーション能力ですとか倫理観や学修意識などでは、むしろ以前より優れているということでもあります。また、今日のベスト・プラクティスを見ていると本当に様々な工夫をしている法科大学院が多く、かなり立派な教育を提供しているように思います。

ですが、私から見て、非常に大きな問題は、まさに本日のレジュメにありますように、志望者の減少であります。志望者の減少の、私から見てはるかに重要な理由は、合格率の問題であります。他は就職難とか、経済的な負担なども、それももちろんありますけれども、何よりも合格率であって、せっかく仕事を辞めて、法科大学院に入って、それでも合格率2割、未修者ですと2割以下であるということは、相当勇気がいりますので、それが非常に大きな問題であって、他の問題はそれに比べて軽いようなものであるように思います。ですが、その問題は結局は法科大学院の提供している教育にも悪影響を及ぼして、結局は予備校化が進んでいて、まさに様々な問題ができています。しかし、司法制度改革審議会のビジョンを捨てるということは、それは大きな間違いであるように思います。

最後に、法曹の「質」という言葉の定義について触れておきたいのです。最近いろいろなものを見ていると、質の定義イコール基本的法科目の知識というふうに使われていることがあまりにも多いように思います。新しい制度では実務教育などを重視して、様々な能力や資質を養うはずで、しかし、私から見て司法試験がいまだにかなり狭い内容になっていて、結局その内容がいわゆる基本科目の法知識習得に傾いているように思います。しかも、新司法試験が法科大学院の教育内容を踏まえたものになる、という司法制度改革審議会の打ち出したビジョンとは逆に、法科大学院の提供する教育が司法試験の内容に沿ったものになってしまっていることは明らかです。結局、法知識の習得以外の、様々な能力を養うための教育が段々法科大学院の教育から消えてしまっているわけです。旧制度と同じように、司法試験の「1点」に絞ったものになってしまう危険性がありますので、そういう観点から考えていただきたいと思います。

6 閉会

(豊副議長)

議論は本質的なところに来たんですけども、予定の時間も過ぎておりますので、とりあえずは、また次回やるということにしたいと思います。来年夏に司法制度改革審議会の意見書が出て10年という節目でもありますので、今出た議論も踏まえつつ、次回にまたもう一度この問題を取り上げるということによろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。以上で意見交換を終わらせていただきたいと思います。

それで、次回の市民会議の日程についてなんですけれども、11月4日ということで皆様に内定のご連絡をさせていただいていたんですけども、片山議長のご退任に伴って、4日の日に参加の人数がかなり減ってしまいました。それで再度事務局のほうでご調整していただき、改めてまた連絡をさせていただくということによろしいでしょうか。

その他何かございますでしょうか。ないようでしたら、これで本日予定しておりました審議を終わりたいと思います。どうも本日はお疲れ様でした。(了)